

巡視箇所	重点項目	チェック欄
全般	切れている蛍光灯、不要物等が放置されていないか。	
廊下	通行の邪魔になっている棚、ロッカーなどがいないか、実験機器がある場合は、使用中か否かの表示があるか、薬品、廃液などが廊下に放置されていないか。 ※廊下の幅は、両側に居室がある場合は1.6m、その他の場合は1.2m以上としなければならない。(建築基準法施行令第119条)	
室内全般 および 疾病、障害などの 緊急時に対応	ドアは全開できるか、出入口に障害となる什器等が設置されていないか。	
	通路面から高さ1.8m以内に障害物を置いていないか。	
	通路幅として、机と机間、キャビネット間等は60cm以上を、実習・実験室等の実習機器、工作機械又はこれと他の設備との間に設ける幅は80cm以上確保してあるか。	
	避難経路は確保されているか。(一部屋に2箇所:窓も可) 袋小路となっているため緊急時の避難に問題はないか。	
	呼吸による酸欠、二酸化炭素の増加にも対応できる、空間を確保しているか。(一人当たり10m ³ あればよい、容積を広げる事が出来ない時は換気を十分すればよい。)	
	緊急時の連絡先の有無、救急箱等の設置の有無、疾病、障害等の緊急事態に対応する体制は整っているか。	
	不在時の戸締りを、徹底しているか。	
棚 キャビネット類	書籍、書類などは整理、整頓されているか、落下防止のための工夫がなされているか、棚の上に落下しそうな物が置かれていないか。	
	単体什器の高さは1.8m以下か、多段に積まれていないか。	
	単体什器等の高さが1.8m以下であっても、ドア付近や廊下等の共通スペースに設置されているものに関しては、災害時の転倒により避難経路を妨げないために固定されているか。また、転倒によりドアの完全開閉を妨げないレイアウトであるか。	
	棚、キャビネットなどはぐらついていないか。(早急に固定する必要がある棚について指摘する)	
	毒劇物の保管庫に関しては、高さに関係なく、地震等の災害による事故を防止するため、専用保管庫を壁又は床等に固定し、毒劇物容器の転倒、転落等の防止策を講じているか。(神戸大学化学物質安全管理規則:第10条)	
電気配線 配電盤	たこ足になっている、コードが熱くなっているものはないか。 ※たこ足配線については、電気容量を超えていないという説明があった場合は不問とする。	
	コンセント、プラグ、テーブルタップなどに損傷のあるものが使われていないか、埃がたまっていないか。	
	電源ケーブルが歩行の妨げになっていないか。(ネットワークケーブルを含む)	
	配電盤前に、開閉を妨げるものが置かれていないか。	
室内の温湿度	室温が20℃以上(冬場)、28℃未満(夏場)になっていないか。	
	エアコンフィルターは清潔か。	
	換気用の窓があり換気できるか、冬場に加湿器などを設置するなど、湿度調整をしているか。	
室内の明るさ VDT対策 有害光対策	照明が暗い・まぶしいと感じないか。	
	VDT機器に照明または自然光などが映りこんでいないか、画面は明るすぎないか。	
	紫外線等を使用している機器がある場合は、安全メガネが備えてあるか。	
室内の臭気 騒音 振動	薬品臭、廃棄物臭といった不快な臭気を感じるか。(ドラフトまたは換気扇が稼働していても化学物質の臭気を感じる場合は、臭気の原因の特定に努めること)。	
	コンプレッサー、その他機械による騒音・振動を常に感じるか。 ・50dB:ざわざわといつでも音が耳について落ち着かない(事務室内程度) ・60dB:うるさい感じだが普通に会話できる ・70dB:意識的に声を大きくして話す	
水廻 ガス設備 消火設備	水道から赤い水がでないか、排水口の流れはスムーズか。	
	流し台は清潔に保たれ、石鹸または手洗い液などが備えてあるか、不快な臭気、ゴキブリ、ハエなどの痕跡はないか。	
	流し台の周囲にテーブルタップなどの電気配線がなされていないか。	
	湯沸器、ガスレンジのホースに損傷はないか。	
	消火設備は定められた場所に設置されているか、その表示は他のもので隠れていないか。	

巡視箇所	重点項目	チェック欄
非常口、建物内外の危険と考えられる箇所	非常出口等の表示が明確になっているか(照明はついているか)、非常出口、防火扉、階段付近に物品が置いてないか。	
	建物内外で補修が必要と考えられる場所はないか。	
共同利用設備	喫煙場所は清掃がなされて、防火対策が工夫されているか。喫煙場所以外で喫煙している職員・学生はいないか。	
	トイレ内は清潔に保たれているか、手洗い液、トイレットペーパーなどの補充がなされているか、換気設備などに異常がないか。	
ドラフト、換気設備などの能力	ドラフトの排気能力は十分か。(吸気側にも問題はないか)(ドラフトの開口面を1/2にしたとき、四隅とも吸い込み気流のあること:ティッシュなどで確認)	
	ドラフトの前、ドラフト内に排気の妨げとなるものがないか。	
実験機器、工作機械	機器、機械などから異常な音、熱などを発していないか、油、水などがもれていないか。	
	機器、機械などの使用説明、使用時の注意文書が備え付けられているか、始業前点検、定期検査などの必要なものについては、点検、検査が実施されているか。	
	安全装置(設備)は正しく取り付けられているか、正常に作動するか。	
	機器、機械の操作時に必要な保護帽(ヘルメット)、手袋、安全靴、安全メガネ、防毒マスク、耳栓などの保護具が作業者の人数分以上備えられ、清潔に保管されているか、実際に使用されているか。	
ガス管理	使用責任者、火気厳禁等の表示があるか。	
	近くに可燃性、発火性、引火性の物、暖房器具、配電盤等はないか。	
	近くに消火器が表示され置かれてあるか。	
	40ℓ以上の高圧ガスポンベは壁際に置かれたボンベスタンドに、鎖等を用いて上下2箇所(上側はボンベ毎)で固定されているか。 ※原則、ボンベスタンドは固定すること。	
	ボンベスタンドの固定方法(優先順位順): ①アンカーによる床への固定(床への固定の可否は、会計課および施設部にて確認する) ②壁への固定(固定方法は、什器の壁への固定方法と同様) ③隣接する什器への固定(固定方法は、什器の壁への固定方法と同様)	
	充填ボンベと空ボンベの区別がされているか。	
	予備ガスポンベは少なくし、空ボンベは早く業者に回収させているか。	
ガス使用	通風、換気が十分されて使用しているか。	
	ガスに合う圧力調整器を使用しているか。	
	使用中はハンドルを付けているか、併用していないか。	
	高圧ガス装置はガス漏れ点検をし、その記録があるか。	
	使用マニュアル(安全・衛生の手引等)の徹底はしているか。	
液化ガス管理	通風、換気が十分されて使用しているか。	
	取扱いには保護眼鏡、保護手袋を使用しているか。	
	容器の取扱いはよいか、静かに丁寧に行う。	
	容器の運搬はよいか、転倒、衝撃に注意しているか。	
	エレベータ使用時には備え付けの掲示を設置し、人を搭乗させないようにする。	
運搬・使用マニュアル(安全・衛生の手引等)の徹底はしているか。		
薬品類	整理整頓、適切な保管管理がされているか。	
	使用中の廃液タンクの下にトレイが設置されているか。	
	使用中の廃液タンクと満タン等不使用の廃液タンク及び空のタンクの区別がされているか。	
	満タン等不使用の廃液タンク及び空のタンクは分かるように明記されている、又は研究室構成員が不使用のものを把握しているか。※この場合に限り、不使用及び空タンクの下にトレイは不要	
冷蔵庫	一般用冷蔵庫の中に薬品が混在して保管されていないか。	
	薬品用冷蔵庫において転倒防止措置およびドアストッパーの設置がされているか。	
	高さ180cm以上の場合、もしくはドア付近に設置する場合は転倒防止措置を講ずること。	
	消費期限を過ぎたものが置かれていないか。	
	原則として、実験室での飲食は禁止であることを周知できているか。	